

経済産業省 第5回 AI原則の実践の在り方に関する検討会
議事概要

令和4年3月7日(月)
13:00～15:00
オンライン開催

■ 富士通のAIガバナンスに関する取り組みに対するご意見及び質疑応答

- ◆ AIガバナンスの取組は、競争領域ではなく協調領域であると考えられるが、貴社が他の事業者や業界団体と連携してAIガバナンスに取り組む上で、懸念している点やポイントとなる点はあるか。
 - 2021年にEUが公表したAI規制法案は、日本企業にも影響を与える可能性が大きいと考えられるにもかかわらず、一般データ保護規則(GDPR)の制定時と比較すると、国内の注目度や危機感が高くないと見受けられることを懸念している。当社としては、お客様や取引先との間で、AI倫理の重要性や諸外国の動向と想定されるリスク、日本政府の取組等の情報を共有し、啓発を進めている。また、電子情報技術産業協会(JEITA)にも参画し、AI倫理の取組を推進している。
- ◆ スタートアップ企業等では、AIガバナンスのハードルが高いと感じることが多いように思われるが、助言などはあるか。
 - 大手企業では、コンプライアンスやコーポレートガバナンスの取組の一環としてAIガバナンスに取り組んでいると思われるが、人材リソースが必要になることを考慮すると、すべての企業にとってそのような取組が容易なわけではないと思われる。当社では3年以上にわたって様々な取組を実施してきたが、これらは効果的なAIガバナンス施策の検討に向けた試行的な取組であり、これらすべてに取り組むことが唯一の正解であるとは考えていない。AIガバナンスの重要性に鑑みると、リソースに制約のある企業も諦めることなく、経済産業省のガイドライン等を参考に、実施できる取組から着手するなど、小さくてもAIガバナンスに関する取組をまず始めてみるのが重要ではないか。
- ◆ AIガバナンスの推進に向けた課題として、AIガバナンスの担当者と経営層や他部門との間の意識の差が挙げられるが、有効だと考える対応や施策はあるか。
 - 当社には、国内外に多数の拠点やグループ会社があり、それらはAIビジネスに関与する度合いも大きく異なることから、一律の課題意識や手法を以てAIガバナンスを進めることは難しいため、まず可能なことから取組を進めることが重要だと考えた。また、AIガバナンスを全社的な経営課題と位置付けるため、AI倫理ガバナンス室を社長直下に設置し、AIガバナンスを外部から客観的に評価いただくためのAI倫理外部委員会をハイレベルに位置づけ、社長など関係役員が出席している。経営陣を巻き込むことで、AI倫理の重要性の認知を高めるとともに、社員全体の意識を高めることを企図している。

- ◆ 『人間中心の AI』 推進検討会では、消費者からの相談も受け付けているか。
 - 『人間中心の AI』 推進検討会は、いわゆる社内向けの倫理相談窓口である。当社では、ユーザ企業を介してエンドユーザにサービスを提供する B to B to C のビジネスが多く、ユーザ企業からエンドユーザに対して技術を適切にご提供いただくことが重要だと考えている。『人間中心の AI』 推進検討会では、ユーザ企業からエンドユーザへのサービス提供に関する課題等にも射程に加えており、消費者が抱える懸念を間接的に払拭できると考えている。
- ◆ AI 倫理外部委員会は、どのような性質の組織として位置づけられているか。
 - 仮に取締役会から諮問を受ける組織として設立した場合は、会社法等の厳格な規制に服することとなり、AI 倫理や AI ガバナンスとは直接関係しない制約を受ける可能性がある。そのため、AI 倫理外部委員会は取締役会からは独立した組織と位置づけ、取締役会に対しては、報告ではなく、情報共有として位置づけている。
- ◆ AI を活用したビジネスでは人権への配慮も重要となっているが、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等は参照しているか。
 - 人権への配慮に関する取組は、持続可能な開発目標（SDGs）の関連部門等において主導しているとことであるが、とくに AI 倫理については、同部門と AI 倫理ガバナンス室が連携する形で対応している。人権をテーマとする外部団体から当室の取組を評価いただく機会もあり、AI 倫理に対して高い関心を寄せていただいていると感じている。
- ◆ 「富士通グループ AI コミットメント」の 5 原則は、消費者にとっても大変分かりやすい。また、B to B to C のビジネスモデルであるにもかかわらず最終消費者の視点に配慮していただいていることは、非常に意義がある。

■ シンガポールの AI ガバナンスに関する取り組みに対する質疑応答

- ◆ シンガポール政府が策定した「Model Artificial Intelligence Governance Framework」（モデルフレームワーク）をより多くの企業に利用してもらうためのインセンティブとなる取組は行われているか。
 - モデルフレームワークの公表後、同国のコンピュータ業界の横断的な組織が普及活動を実施したところ、約 75 社が早期に賛同するといった動きがみられた。しかし、給付金の支給や特典の提供等のインセンティブを付与する施策は特に認識していない。
- ◆ シンガポールの情報通信メディア開発庁 (IMDA) や個人情報保護委員会 (PDPC)、金融管理局 (MAS) は、Regulatory Sandbox (サンドボックス) 等を活用したスマートレギュレーションに取り組んできた。民間企業が実務に即した規制策定を主導することで、適切なガバナンス体制を確保できれば、当局による監督の軽減も期待されるが、AI ガバナンスにおいて同様の動きはあるか。
 - シンガポールでは諸政策の策定にあたり民間企業の関与を積極的に行っている。政府は世界でも早い段階からサンドボックス制度を導入するとともに、比較的著名な大手の民間企業と連携

し、活用事例の収集や公表も行っている。

- ◆ シンガポールの AI 領域において、IMDA や PDPC は具体的にどのような権限を有しているのか。
 - IMDA は情報通信分野を、PDPC は個人情報保護を管轄する機関として、それらの領域の中に AI のガバナンスも含まれるという形で権限を持っている。いずれの機関も AI ガバナンスに関して、現在、モデルフレームワーク策定に取り組んでいるが、必要に応じて規制（ハードロー）を立案し、国会に提案する権限も持っていると考えられる。ただし、現行のモデルフレームワークはソフトローアプローチであるため、モニタリングの実施は想定されておらず、現時点では監督権限等は有していない。
- ◆ 資料で引用されている Simon Chesterman 教授の著書の“*We, the Robots?*”というタイトルは、アメリカ合衆国憲法において主権者を示す前文“*We, the people*（我ら人民は）”を意識したものであると考えられるが、これはロボットに主権があることを示唆する表現なのか。その意図は何か。
 - 本書は、ロボットや AI が主権を有し得るということではなく、ロボットや AI が人間社会に広く普及する中で、人間がどのように対処すべきかを模索する内容となっている。その点で、タイトル中の疑問符（？）に含意があると考えられることもできる。
- ◆ シンガポールにおいて AI ガバナンスのモデルフレームワークを活用している民間企業としては、グローバル企業が中心なのか、シンガポールの国内企業が中心なのか。
 - モデルフレームワークの取組自体は、国際的な動向を踏まえ、AI ガバナンスの目指すべきゴールの例として、政府によりトップダウンで策定されたものであるが、モデルフレームワークの活用主体としては、多様な企業が想定されている。企業の実践事例としても、グローバル企業から国内のスタートアップ企業まで、幅広い企業の事例が掲載されており、幅広い企業の AI ガバナンスの水準の底上げが企図されている。
- ◆ 我が国の企業がシンガポールのモデルフレームワークを参照する際に、特に参考になる点や我が国の事情を踏まえて留意した方が良い点はあるか。
 - シンガポールは多民族国家であるという背景もあり、モデルフレームワークにおいて、我が国のガイドライン以上に人種的多様性に起因して生じ得る問題に関する記載や事例が充実している。海外進出が一般的となる我が国の企業にとって、AI ガバナンスの検討において文化的多様性に配慮する際の参考になると考えられる。
 - 留意すべき点について、モデルフレームワークは普遍的な記載となっており、国や地域を問わずに活用できると考えられる。逆に、我が国の AI ガバナンス・ガイドラインも、普遍的な性質が強いことから、海外の企業にとってそのまま参照できるのではないかと考えられる。
- ◆ EU に加えて、米国でも NIST における AI リスクマネジメント・フレームワークに対する意見募集や科学技術政策局長の AI 権利章典に関する寄稿等の動きがみられる。欧米が AI ガバナンスに係る規制を強化する中で、これまでソフトローアプローチを採用してきたシンガポールも規制を強化する可能性はあるか。
 - 将来的な規制強化の可能性は否定できないものの、現段階での可能性は低いと考えられる。同

国のこれまでの規制策定のアプローチを踏まえると、数年程度は欧米の規制動向や実運用中に生じた影響等を観察した上で、規制のあり方を検討していくのではないかと考えられる。

- ◆ 欧米では、AI に対する規制と関連して個人情報の取扱いにも関心が高まっている。シンガポールでは、AI ガバナンスに関する取組の中で個人情報について検討は行われているか。
 - 欧米と同様、シンガポールでも個人情報に対する権利意識の向上に伴い、個人情報保護に対する関心が高まっている。ただし、現時点では、AI を原因とする個人情報保護に関わる問題事象等は見られないため、既存の個人情報保護法に加えて、AI に特化した具体的な規制の検討には至っていない。

■ AI 原則と公共調達に関するご意見及び質疑応答

- ◆ 公共調達の仕様書をゴールベースで書くことは可能と考えられるか。
 - 仕様書をゴールベースで記載することはたしかに難しい。実務上の工夫として、概念実証 (PoC) 中や PoC 検証後といった事業の段階に応じたゴールの設定と見直しが重要である。[AI 公共調達ガイドライン](#)や[ワークブック](#)では、事業の段階の適切な分類の方法を示している。
- ◆ 持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲットの一つに「持続可能な公共調達の慣行の促進」が示されているほか、持続可能な調達の国際規格として ISO 20400 が定められている。AI 公共調達ガイドラインの策定にあたり、これらの取組に関する検討は行っているか。
 - 広義の持続可能性については全体を通じて実現に貢献しようとしている。その上で、SDGs との関連性は、ガイドラインの中で提案している「AI 公共調達に関する 10 の指針」のなかの「3. 国家戦略の一環としての調達」において、国際的な目標を含めた国家戦略に沿った公共調達の実施を推奨している。詳細な項目単位での SDGs の到達目標の設定については、各国の戦略の範囲内に含まれるものとして各国に委ねている。
 - 国際規格は重視すべきものである。他方、ガイドラインの中立性を確保するため、参考情報として提示することはあっても、特定の規格の義務化または強い推奨は行っていない。調達の中で採用する国際規格は、各国の運用に委ねる形としている。
- ◆ 本ガイドラインにおいて、民間市場で流通する AI と比較して、特に公共調達において重視する必要がある項目はあるか。
 - 公共調達に特有の指針として、前述の「3. 国家戦略の一環としての調達」のほか「10. AI 提供事業者間での公平・公正な競争条件の整備」が挙げられる。民間事業者の調達では、随意契約をはじめとする柔軟な手法を採ることができるが、公共調達では透明性や公平性が重要となる。
 - ただし、我が国で本ガイドラインの実践・実装を試みる中で、公平性や公正性を過度に重視すると、「1. アジャイル開発型プロセスによる調達」「9. AI 提供事業者からの知識移転と長期的リスク評価」に支障が生じる可能性があることが明らかとなった。そのため、指針間のバランスも考慮する必要があると考えられる。
- ◆ 調達アプローチに関して、英国政府では、アジャイル開発型プロジェクトにおいて、ゲートレビュー

の設定や調達後のゴールベースでの評価、必要に応じた見直し等を行う調達の仕組みを提示している。AI 公共調達ガイドラインが提示する調達プロセスに関して、具体的なイメージはあるか。

- 英国政府と同様、本ガイドラインも AI や機械学習の調達における運用プロセスを重視しており、定量的・定性的な事後評価の実施を強調している。なお、実証実験止まりではないシームレスな公共調達に至るポイントとして、本格的な公共調達を実施する前段階（R&D フェーズ、Pre-Commercial Procurement 等）をつなげていく選択肢も強調している。
- ◆ ゴールベースでの評価にあたっては、外部環境の変化等も考慮する必要があり、プロジェクトにおいて公共調達に携わる当事者とは少し離れた組織からの監督や方向付けといったガバナンスや、ホライズン・スキャニング等が必要になると考えられる。これらに対応できるような政府の体制等については検討されているか。
 - 体制構築については、「7. 適切なスキルセットと多様性のあるチームの組成」として指針に盛り込んでいる。また、[経済産業省の「GOVERNANCE INNOVATION」報告書](#)の内容を AI 公共調達プロジェクトに携わる世界経済フォーラムのスタッフたちにインプットしており、ゴール自体が変化する状況に対応した政策立案や執行プロセスの構築により、全体的なガバナンスの質の向上を目指すべきとの問題意識を共有している。もっとも、具体的な解決策はグローバルでも模索中であり、今後示していきたいと考えている。
- ◆ 政府の IT 調達には、契約において損害賠償請求額の上限が定められていないことや、アジャイル開発型プロジェクトの遂行の際の指揮命令権に応じた契約形態といった課題が存在する。一方、デジタル庁では AI 活用を念頭に置いたガイドラインの作成に向けたタスクフォースが立ち上がっているほか、2019 年には政府の情報システム等に関する新たな調達・契約方法が提示される等、解決に向けた取組も進んでいる。
 - 損害が発生した場合の行政機関と民間企業のリスクシェアに関しては、国家賠償法制上の課題としても位置づけられるため、法律の観点からの検討も進める必要があると考えられる。
 - 調達方法の改善に関しても、AI と機械学習の公共調達に関する本プロジェクトのスピナウトとして、デジタル庁と共同で我が国の状況に応じたローカライズを進めている。プロジェクトを通じて、公共調達における公平性やプライバシーへの配慮といった AI 原則の実装方法の検討や、実装支援に取り組みたい。
- ◆ 先述の英国政府に関して、IT 関連の予算不足が調達プロセスの改革を後押ししたと関係者から伺った。予算が逼迫する中で様々な改革が進んだとのことで、環境が工夫を生み出した例と言えるのではないかな。

■ 検討会の成果と今後の課題に関するご意見

- ◆ AI ガバナンス・ガイドラインを遵守するインセンティブとして、コーポレートガバナンス・コードとの関連付けが例示されているが、AI はガバナンスのみならず ESG 経営の構成要素すべて（環境、社会、ガバナンス）に関わると考えられる。経営者が AI に対する意識を高めることが重要となっている

背景からも、ESG 経営との関連を整理し、発信していけると良いのではないかな。

- ◆ AI だけでなく、VR やメタバース等の様々な先進技術が個人や企業の間で普及が進んでいる。他方、これらの技術も倫理面や法整備面で課題を抱える。本検討会の検討課題としては若干異なる可能性もあるが、将来的には AI と共に浸透の進む先進技術も議論できると有益であると考えられる。
- ◆ AI ガバナンスに向けた取組を社内で進めていると、AI ガバナンスに関するノウハウやインシデントに関するデータを共有するコミュニティについての要望が多く寄せられる。業界団体でも同様の活動が行われているが、今後もそのようなコミュニティの発展が期待される。
- ◆ 今後、AI ガバナンスやマネジメントに関連する国際標準が順次公表される見通しとなっている。本検討会は、国内外で公表される文書の位置付けや内容を共有し、理解を深めるコミュニティとしても機能しているため、継続的な活動にぜひ期待したい。
- ◆ 現在の AI ガバナンスに関する議論は、抽象的な価値観を起点に、演繹的な検討によって取組の方向性を示すアプローチが中心であった。今後は、実際の AI のユースケースを収集し、内在するリスクを洗い出した上で対応策を検討する等、帰納的な検討を行うことで、取組に深みが出ると期待される。
- ◆ 政府の公共調達をはじめ、法律が実世界の変化に対応できていない部分が多く存在すると認識している。法律の専門家コミュニティも、今後は AI 等の先進技術の活用を前提とする社会に対応できるよう、意識改革が必要だと考えている。

以上